

2022年2月9日

米国通商拡大法 232 条に基づくアルミニウムの輸入関税継続について

一般社団法人日本アルミニウム協会

本年2月7日、米政府は、通商拡大法第 232 条関税の部分的撤廃を発表しましたが、アルミニウムの輸入に対する追加関税は継続されることとなりました。

現在、日本から米国へ輸出されているアルミニウム製品は、米国内で代替製品の入手が困難なものが多く、米国の産業及び雇用に貢献していると考えております。

当協会としましては、引き続き、アルミニウムに掛かる追加関税が早期に撤廃されることを求めて参りたいと存じます。

以上

・ 本件に関するお問い合わせ先：

一般社団法人日本アルミニウム協会

通商部門: TEL 050-1741-3627、03-3538-0228